様式第１号（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | （宛先）鳴門市長 |
| 申請年月日　　　　年　　月　　日 |
| 鳴門市わくわく移住支援事業補助金交付申請書 |  |
|  | 　鳴門市わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。 |  |
|  | １　申請者欄 |  |
|  | ふりがな |  | 性別 | 生年月日 |  |
|  | 氏名 |  | 　 | 　　　　年　　月　　日 |  |
|  | 住所 | 〒鳴門市 | 電話番号 | 　 |  |
|  | メールアドレス | 　 |  |
|  |  |  |
|  | ２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください） |  |
|  | 単身世帯　・複数世帯 |  | 単身世帯 | 　 | 複数世帯 | 複数世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |  |
| 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | 移住支援金の種類 | 　 | 就業 | 　 | テレワーク |  | 起業 |  |  |
|  | ３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※ |  |
|  | 別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 　 | Ａ 誓約する | 　 | Ｂ 誓約しない |  |
|  | 別紙「鳴門市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | 　 | Ａ 同意する | 　 | Ｂ 同意しない |  |
|  | 申請日から５年以上継続して鳴門市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について | 　 | Ａ 意思がある | 　 | Ｂ 意思がない |  |
|  | 「みんなでリスタート！徳島移住促進支援金」の給付について |  | Ａ 受けておらず今後受ける予定もない |  | Ｂ 受けている又は今後受ける予定がある |  |
|  | (就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | 　 | Ａ ３親等以内の親族に該当しない | 　 | Ｂ ３親等以内の親族に該当する |  |
|  | （テレワークの場合のみ記載）鳴門市への移住の意思について |  | Ａ　自己の意思である |  | Ｂ　所属からの命令である |  |
|  | ※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。 |  |
|  | ４　転出元の住所 |  |
|  | 住所 | 〒 |  |  |  |  |
|  | ５（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴※５年以上の在勤履歴を記載 |  |
|  | 期間（年月日～年月日） | 就業先名称 | 就業先所在地 |  |
|  | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |  |  |  |
|  | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |  |  |  |
|  | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |  |  |  |
|  | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |  |  |  |
|  | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |  |  |  |
|  | ※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① １週間の所定労働時間が20時間以上であり、② 31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。６（テレワークによる移住者のみ記載））移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 移住の意思 | □自己の意思である　　　　　□所属からの命令である |
| 転入から申請までの間の所属先企業へ行く頻度 | 総勤務日数（　　　　　日）　うち、移住先での勤務日数　　　（　　　　　日）　　　　所属先勤務等での勤務日数（　　　　　日） |

 |  |

様式第１号 別紙（第４条関係）

鳴門市わくわく移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　鳴門市わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、鳴門市から求められた場合には、それに応じます。

２　次の場合には、鳴門市わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に鳴門市以外に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合又は自己の責めにより解雇された場合：全額

（４）鳴門市わくわく移住支援事業補助金交付要綱及び徳島わくわく創業支援事業補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に鳴門市外に転出した場合：半額

鳴門市わくわく移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

　徳島県及び鳴門市は、鳴門市わくわく移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、徳島県及び鳴門市は、当該個人情報について、徳島県及び県内市町村並びに全国でデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して実施する移住支援事業の円滑な実施や、当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。